**只見町簡易水道事業及び農業集落排水事業**

**公営企業会計移行支援業務委託**

**仕　　様　　書**

**令和３年１０月**

**福島県只見町**

1. **総則**

**（適用範囲）**

**第1条**本仕様書は、只見町（以下「発注者という。」が、受託者（以下「受注者」

という。）へ委託する「只見町簡易水道事業及び農業集落排水事業（以下「簡易水道事業及び農業集落排水事業」という。）公営企業会計移行支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

**（目的）**

**第2条**本業務は、簡易水道事業及び農業集落排水事業における経営の健全化、財務状況の明確化及び上下水道施設の効率的な維持管理を図るために、地方公営企業法の適用（以下「法適用」という。）への移行を目的とする。

**（法適用の概要）**

**第3条**法適用の概要は、以下のとおりとする。

　　　　（１）法の適用時期　　　令和6年　4月1日

　　　　（２）法の適用範囲　　　財務適用

　　　　（３）法適用対象事業　　簡易水道事業及び農業集落排水事業

**（業務範囲及び内容）**

**第4条**本業務の範囲は、次のとおりとし、業務内容は「業務作業項目及び実施年度」を作成予定とするが、受注後に発注者受注者協議により具体的な工程を決定するものとする。

1. 法適用化基本計画（方針）の策定
2. 固定資産調査・評価の作成支援
3. 企業会計移行事務支援
4. 企業会計システム導入に係る支援（システム費用は含まない）

**（委託期間）**

**第5条**　本業務における固定資産調査・評価の履行期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。また、企業会計移行は、令和6年3月31日までとする。ただし、本業務の受注者との協議により変更する場合がある。

**（準拠する法令、規則等）**

**第6条**本業務における作業については、業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠し実施するものとする。

1. 地方公営企業法（昭和２７年号外法律第２９２号）
2. 地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）
3. 地方公営企業法施行規則（昭和２７年総理府令第７３号）
4. 地方公営企業資産再評価規則（昭和２７年総理府令第７４号）
5. 地方公営企業法及び同法施行令に関する命令の実施についての依命通達
6. 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）
7. 地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）
8. 消費税法（昭和６３年法律第１０８号）

（９） 繰出基準及び同運用通知

（１０） 地方公営企業法適用マニュアル（総務省）

（１１） その他関係法令、規程、規則等

**（業務の執行体制）**

**第7条**受注者は、本業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとし、技術者をもって、秩序正しい業務を実施させるとともに、業務の特質を考慮し、公営企業会計、簡易水道事業、農業集落排水事業及び情報処理のそれぞれについて、専門的知識と実績を有する者、及び税理士等の資格を有する技術者を配置するものとする。

**2**管理技術者は、本業務全般の管理責任者として、簡易水道事業及び農業集落排水事業の固定資産評価及び地方公営企業会計への移行に精通し、十分な技能と経験を有する者でなければならないものとする。また、管理技術者は、受注者の一切の権限を有するものとされ、発注者は技術者に指示等を行なえば足りるものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められたときには、発注者は、受注者に対し、技術者の変更を求めることができるものとする。

**3**担当技術者は、簡易水道事業及び農業集落排水事業の固定資産及び地方公営企業会計への移行に精通し、十分な技能と経験及び資格を有する者で、本仕様書に基づき、適正に業務を実施しなければならないものとする。

**４**本業務に係る担当技術者として、公認会計士や税理士、経営コンサルタントを配置しなければならない。配置者には原則、総務省経営・財務マネジメント強化事業（公営企業アドバイザー）登録があるものとする。

**５**受託者は、企業会計システムを構築するだけでなく本町のデータ授受を要する為、個人情報保護の観点から ISO 9001 QMS（品質マネジメントシステム）の認証を有すること。もしくは、 ISO27001 ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）または JIS Q 15001 （プライバシーマーク）の認証を有すること。

**６**福島県内における公営企業上下水道事業法適用業務と同種業務（ただし、同種の業務とは、固定資産調査及び評価業務、法適用移行事務準備支援業務、公営企業会計システム構築業務をいう。）の契約実績を有すること。ただし、公告日から起算して過去５年以内に受託し、完了した実績であること。

（簡易水道事業、農業集落排水事業の実績も含む）

**７**本業務は企業会計への準備作業となり企業会計の知識はもとより町の財務書類の連結会計先となり企業会計移行後は公会計の知見が必要な為**、**受託者は、福島県内の固定資産台帳整備及び地方公会計財務書類作成の契約及び完了実績を有する者であること。

**（業務計画）**

**第8条**受注者は、本業務を実施するにあたり、十分な協議を行い、次の各号に掲げる書類を業務着手前に発注者に提出し、当該書類の内容について発注者の承認を受けるものとする。

1. 着手届
2. 現場代理人等選任届
3. 業務実施計画書
4. 工程表
5. その他発注者が指示する書類

**（工程管理）**

**第9条**受注者は、作業工程に変更が生じる場合は、速やかに「業務実施変更計画書」を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

**（現地調査）**

**第10条**発注者は、本業務の実施において施設の現地確認を要する場合には、事前に発注者の承認を受けるものとする。

**（貸与資料）**

**第11条**発注者は、本業務を実施するにあたり、次の各号に掲げる資料を受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料において、複写等の処理が必要な場合は、受注者に対応するものとする。

1. 只見町簡易水道及び農業集落排水に係る各種計画類
2. 決算書及び決算付属資料
3. 工事台帳または、施設台帳
4. 設計図書及び完成図書
5. 各種管理台帳（下水道施設台帳、備品台帳、土地台帳等）
6. 受贈資産に関する資料
7. その他必要な資料及びデータ

**（資料の貸与及び保管）**

**第12条**受注者は、本業務の履行上必要な資料の収集を行う際は、発注者が保有する資料等を所定の手続を経て借用することができるとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

**（守秘義務）**

**第13条**受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

**（損害賠償）**

**第14条**本業務に伴い事故等が発生した場合に、受注者は所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び内容等について、直ちに発注者へ報告し、その指示に従うものとする。

**2** 前項において生じた損害は、全て受注者の責任において解決するものとする。

**（打合せ及び報告）**

**第15条**受注者は、本業務の実施前及び実施中における主要な打合せにあたっては、必ず技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。

2　前項の協議内容について、受注者は「打合せ記録簿」をその都度作成し、発注者確認の上、各自1部を保有するものとする。

**（検査）**

**第16条**　受注者は、発注者の検査を受けるものとし、検査合格をもって業務の完了及び成果品の引渡しとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に記入漏れ、不備、誤り、又は是正すべき事項等が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、責任を持って速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

**（委託料の支払い）**

**第17条**　発注者は、前条の検査を実施し、受注者が合格した場合は出来高に応じて、委託契約書で定める各年度の支払限度額の範囲内で委託料を支払うものとする。

**（折衝）**

**第18条**　受注者は、本業務の実施にあたり、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

**（費用負担）**

**第19条**　本業務に係る必要な経費等は、本仕様書に明記のないものである場合は協議の上、決定とする。

**（契約変更）**

**第20条**　本業務において、本仕様書の内容に変更が生じた場合は、直ちに受注者は、発注者に報告し、変更契約を行うものとする。

**（再委託の禁止）**

**第21条**　受注者は、委託業務のすべてを第三者に請け負わせてはならない。

**（成果品の帰属・著作権）**

**第22条**　本業務の成果品やデータ等に関する所有権は発注者に属し、受注者は、発注者の承諾を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならないものとする。

**（法改正等への対応）**

**第23条**　本業務履行期間中に関係法令等を新設又は改正等があった場合、受注者は適切に対応し本業務に反映させるものとする。

**（疑義）**

**第24条**　本業務について、本仕様書及び関係法令等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が事前に協議し決定するものとする。

**第２章　法適用化基本計画の検討及び策定**

**（業務概要）**

**第25条**　法適用の基本方針検討のために、既に法適用している自治体の法適用況を調査し、法適用にかかるメリット、デメリット等を取りまとめて整理する。その上で、発注者の簡易水道事業及び農業集落排水事業の整備状況、経営状況及び事業執行体制等について、決算書等資料並びにヒアリング等による把握を行い、法適用による効果、課題の整理、適用範囲等の検討を行う。また、発注者が所有する簡易水道施設及び農業集落排水施設に対して基礎調査を実施し、法適用の資産の評価を行うにあたり必要な資料の有無、保管状況を確認し、移行するにあたり問題点の調査検討を行う。それに基づき、円滑な移行を目的とした「法適化基本計画書（方針）」を作成し、法適用にかかる骨格を定めることとする。

**（資料確認）**

**第26条**　発注者が所有する簡易水道施設及び農業集落排水施設に対して基礎調査を実施し、法適用の資産の評価を行うにあたり必要な資料の有無、保管状況を確認し、移行するにあたり問題点の調査検討を行う。

**（ヒアリング）**

**第27条**発注者にヒアリングし、法の全部適用または一部適用（財務規定適用）について、移行作業による相違点を整理し、適用範囲の方針を検討する。検討にあたっては、法適用後の企業運営における住民サービスの向上、業務効率化、組織統合等に係る諸課題への対応の可能性を十分に検討する。

(1) 法適用範囲の方針決定を基に、公営企業管理者の設置方針と公営企業管理者が一元的に執行する出納事務の取り扱いについて、発注者の優位性が発揮できる事務執行体制を検討する。

(2) 法適用開始年度を基に、法適用移行に必要な所要事務を抽出・整理し、法適用移行スケジュールを作成する。

**（法適用化基本計画の策定）**

**第28条**上記の検討結果をもとに次の各号に留意し、基本計画を策定する。

1. 直近の現金支出、収入の実績データを整理し、法適用後の資金繰りを検討する。 また、併せて現在の基準内繰入金の考え方を整理するとともに、法適用後の基準外繰入金の考え方について整理する。
2. 検討結果を踏まえ、簡易水道事業及び農業集落排水事業の現状における課題、法適用に伴う課題及び今後検討が必要な事項を整理する。

**第３章　 固定資産調査・評価**

**（目的）**

**第29条**　現有資産を把握するために、固定資産の整理・調査を実施し、法適用開始時の固定資産の帳簿価額算定を目的とする。

**（対象施設）**

**第30条**　本業務の対象となる主要な施設及び参考数量は次のとおりとする。なお、数量は令和2度末の参考数量であり、法適用する前年度までに新たに供用開始している施設についても対象とする。

1. 簡易水道事業

　ア　管渠　　　　　　　　　　　　　約74.2km

　イ　ポンプ場 　　　　　　　　8箇所

　ウ　浄水場施設　　　　　　　　　　9箇所

1. 農業集落排水事業

　ア　管渠　　　　　　　　　　　　　約55.9km

　イ　マンホールポンプ　　　　　　　46箇所

　ウ　処理場　　　　　　　　　　　　5箇所

　エ　リサイクルセンター　　　　　　1箇所

**（資産調査の対象資産）**

**第31条**　資産調査の対象資産は、法適用する前年度までに法適用対象事業が保有する固定資産を対象に行うものとする。ただし、法適用する前年度に取得する資産のうち、本業務の契約期間内に金額や内容が確定しない固定資産は予定資産として取りまとめるものとする。なお、対象資産は概ね以下のとおりとする。

1. 有形固定資産

土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定その他の有形固定資産

1. 無形固定資産

　　　　　　　地上権、借地権、特許権、施設利用権、電話加入権その他の無形固定資産

1. 投資

　投資有価証券、基金等

**（調査及び評価業務）**

**第32条**　調査及び評価業務における主な作業項目は以下のとおりとする。

（１）　資料収集

（２）　資産調査及び評価基準

（３）　決算書の整理

（４）　間接費の整理及び配賦

（５）　固定資産台帳記載項目

（６）　資産の調査支援

（７）　不明資産の調査支援

（８）　受贈資産、除却資産の調査支援

（９）　資産評価及び減価償却費の算出

（１０）　固定資産システムへの登録

（１１）　資産管理番号の付加の助言支援

**（資料収集）**

**第33条**　受注者は、調査業務等に必要な基礎的資料を収集し、資料の内容把握及び調査を行うとともに、調査及び評価業務に使用する資料について、種類、年度別に資料の有無、数量、保管場所を整理し、「資料状況一覧表」を作成支援するものとする。

**2**受注者は、資料状況一覧表の作成により、不足する資料を取りまとめ、調査に必要となる代替資料や調査方法を検討するものとする。

**（資産調査及び評価基準）**

**第34条**受注者は、作業手順の明確化、作業レベルの統一化を図るため、**「**資産調査及び評価基準」を作成し、その基準に沿って業務を行うものとする。作成にあたっては、次の事項について検討するものとする。

1. 調査スケジュール
2. 固定資産の調査方法及び手順
3. 取得価額の算出方法（間接費の配賦方法の整理）
4. 固定資産の整理単位の検討（必要な属性情報の調査、整理）
5. 不明資産の取扱い
6. 受贈資産の取扱い
7. 除去資産の取扱い
8. 帳簿価額の算出方法（減価償却の方法、耐用年数等の整理）

**2**　固定資産の整理単位は、以下を基本とし整理を予定しているが、評価基準作成にあたり再度検討するものとする。

　　（１）　管路施設　　　　　　　　　　　　　　年度別・工事別

　　（２）　浄水場・処理場・ポンプ場施設（構築物）　　勘定科目（目レベル）

　　（３）　浄水場・処理場・ポンプ場（機械及び装置）　勘定科目（目レベル）

**（決算書の整理）**

**第35条**受注者は、過年度の歳入歳出決算書を年度別に整理し、決算事項別明細書の節別に事業費を把握するものとする。事業費は、税込、税抜額の双方を「年度別決算額節別一覧表」として取りまとめるものとする。

**2**建設に係る支出を特定し、抽出し、税抜処理を行うとともに、資産の取得に要した財源を整理し、「建設支出総括表」としてとりまとめるものとする。

**3**建設収支の均衡を図るため、建設支出歳出額（税抜額）をもとに、平成元年以降の財源について、消費税の圧縮処理を行うものとする。

**（間接費の整理及び配賦）**

**第36条**受注者は、工事価額の算定のため、資産の取得に必要な間接的経費を整理したうえで配賦し、資産ごとに財源の配分を行うものとする。

**（固定資産台帳記載項目）**

**第37条**　固定資産台帳の記載項目は、地方公営企業の会計規則の準則別表第19号固定資産台帳の様式に準ずるものとする。なお、これ以外の項目でも資産管理上必要な項目がある場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

**（資産の調査及び整理）**

**第38条**　受注者は、作成した資産調査及び評価マニュアルに基づき、設計書、工事関係資料、竣工図及びその他関連資料等により資産調査を行うものとする。

**2**　 取得価額は、年度別事業費の総額と整合させるものとする。

**3**　 管路工事については、工事単位にて、必要な属性情報を調査・整理するものとする。

**4**　 処理場・ポンプ場施設については、必要な属性情報を調査し整理する。また、設計書等がない場合は現場調査を実施するものとする。

**（不明資産の調査及び整理）**

**第39条**　受注者は、設計図書、完成図書、工事関係資料及びその他関係書類等により確認できなかった資産について、不明資産として発注者と受注者が協議の上、評価手法を確認し取得価額を合理的に算出する。

**2** 工事関係資料により、工事請負額が個別に把握可能な場合は、把握可能な資産単位の中で請負額に合わせて、工事毎に取得価額を決定するものとする。また、調査結果は「不明資産一覧表」として取りまとめるものとする。

**（受贈資産、除去資産の調査及び整理）**

**第40条**　開発行為等により寄贈を受けた受贈資産及び除去資産の調査は次のとおり実施するものとする。

1. 受贈資産

受注者は、民間開発等により、寄贈を受けた下水道施設等の受贈資産について、調査及び整理し、取得価額を合理的に算出する。なお、必要な資料がない場合は、発注者と受注者が協議のうえ評価手法を確認し、取得価額を合理的に算出する。また、調査結果は「受贈資産一覧表」として取りまとめるものとする。

1. 除却資産

受注者は、設計図書、完成図書、工事関係資料等をもとに、除去済みの下水道施設等を抽出し、「除去資産一覧表」として取りまとめるものとする。

**（資産評価及び減価償却費の算出）**

**第41条**　受注者は、調査・整理された資産について、取得年度、取得価額、耐用年数に基づき、原価償却計算により減価償却累計額を算出し、法適用時点における帳簿価額を算定するものとする。

**2** 減価償却計算は、関係法令に準拠するものとする。

1. 減価償却方法

定額法

1. 残存価額

有形固定資産：取得価額の１０％

無形固定資産：取得価額の０％

1. 耐用年数

法廷耐用年数（地方公営企業法施行規則及び総務省通知準拠）

1. 減価償却限度額

有形固定資産：取得価額の９５％

無形固定資産：取得価額の１００％

**3** 資産評価の成果として、「固定資産一覧表」、「年度別減価償却費推移表」及び「年度別長期前受金収益化額推移表」を作成するものとする。

**（固定資産システムへの登録）**

**第42条**　 受注者は、調査及び評価した固定資産を、発注者が導入する固定資産システ

　　　 ムにコンバート可能なデータ形式で作成するものとする。

**（資産管理番号の付加）**

**第43条**　 受注者は、固定資産台帳の記載項目を勘案して、調査及び評価した資産を、発注者と協議のうえ番号の付加方法を決定し、資産管理番号を付加する　　　 助言をする。

**第４章　 企業会計移行支援**

**（目的）**

**第44条**　法適用に伴い必要な事務手続きや作業等のすべてを円滑に進めるため、総括

　　　的な支援を目的とする。

**（支援業務）**

**第45条**　受注者は、発注者に対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。

1. 法適用化基本計画
2. 関係部局との調整支援
3. 予算科目及び勘定科目の設定
4. セグメント情報の作成
5. 下水道使用料の分析・検討
6. 経営状況の把握
7. 法適用年度の予算調整
8. 予定開始貸借対照表の作成
9. 企業会計システム導入に係る支援

（１０） 打ち切り決算

　　　　（１１） 条例、規程、規則等の制定及び改定

　　　　（１２） 職員研修

（１３） 業務報告書の作成

　　　　（１４） その他の移行支援

**（法適用化基本計画の作成）**

**第46条**　発注者は、法適用までに実施すべき一連の支援業務、スケジュール及び課題等の概要について、支援業務開始後、速やかに「法適用化基本計画」として取りまとめるものとする。

**（関係部局との調整）**

**第47条**　受注者は、法適用にあたり関係部局との調整が必要な事項について、助言や資料の作成支援を行うものとする。また、庁内の部局間における会議については、発注者の要請があった場合、受注者は参加するとともに、調整事項の整理や決定事項の取りまとめに関する支援を行うものとする。

**（予算科目及び勘定科目の設定）**

**第48条**　受注者は、発注者の簡易水道事業及び農業集落排水事業内容と資産内容に基づき、予定される予算経理及び仕訳を整理するとともに、予算科目及び勘定科目の設定に関する支援を行うものとする。

**（セグメント情報の作成）**

**第49条**　受注者は、発注者が区分するセグメントに応じて、以下のとおり「セグメント情報」を作成するものとする。

1. セグメントの概要
2. 営業収益
3. 営業費用
4. 営業損益金額
5. 経常損益金額
6. 資産
7. 負債
8. その他必要とする情報

**（法適用年度の予算調整）**

**第50条**　受注者は、法適用開始年度の予算調整に関する支援を行うものとする。主な業務は以下のとおりとする。

1. 予算書の記載事項の整理
2. 現行会計予算と企業会計予算の相違点の整理
3. 企業会計方式で新たに発生する費用の整理
4. 一般会計繰入金の整理
5. 経費負担区分の整理
6. 予算の実施計画の作成
7. 特例的収入及び支出の整理
8. 補てん財源の整理
9. 資金計画の作成

（10） 外部説明に必要な資料の作成

（11） その他予算調整に必要な業務

**（予定開始貸借対照表の作成）**

**第51条**　受注者は、法適用する開始時点の貸借対照表の作成に関する支援を行うものとする。主な業務は以下のとおりとする。

1. 法適用前年度における見込み決算書の作成
2. 見込み決算に伴う未収金、未払金及び引継金の整理
3. 法適用前年度の打ち切り決算時における歳入不足による一時借入の整理
4. 予算繰越等の整理
5. 開始貸借対照表における残高の整理
6. 外部説明に必要な資料の作成
7. その他開始貸借対照表作成に必要な業務

**（打ち切り決算）**

**第54条**受注者は、法適用開始前年度の簡易水道特別会計及び農業集落排水特別会計の打ち切り決算に関する支援を行うものとする。また、外部説明に必要な資料の作成を行うものとする。

**（職員研修）**

**第55条**　受注者は、法適用により業務上必要となる知識を、発注者の簡易水道及び農業集落排水に携わる全職員が習得するための研修会を開催するものとする。主な研修項目は、以下のとおりとする。なお、研修回数、研修時期、研修内容等については、発注者の実情を考慮するものとする。

1. 企業会計の仕組み
2. 地方公営企業法の概要
3. 固定資産管理
4. 公営企業会計の基礎（含む消費税）
5. 法適用後の予算・決算（含む消費税）

**（業務報告書の作成）**

**第56条**受注者は、本業務において実施した各工程における内容を「業務報告書」として取りまとめることとする。

**（その他の移行支援）**

**第57条**　受注者は、その他以下に示す移行事務手続きについても、発注者の求めがあった場合は支援を行うものとする。

1. 出納及び収納取扱金融機関の指定の助言
2. 庁内会議等会議資料の作成
3. 所管税務署との調整
4. 総務省への異動報告書の作成
5. 法適用後の事務スケジュールの整理
6. その他発注者が必要とし、受注者が承諾する支援

**第５章　 企業会計システム構築に係る支援**

**（目的）**

**第58条**　本作業は、簡易水道事業及び農業集落排水事業における会計等業務の効率化と

住民サービスの向上を目的として、必要なシステム構築への助言をするものとする。

**（会計システム導入に係る支援）**

**第52条**受注者は、発注者が導入する公営企業会計システムについて、導入までの質疑応答や導入過程における関係部局との調整事項を行う。またその際は、打合せへの参加などの相談業務を行うものとする。なお、移行後の会計業務のアウトソーシングにおける検討を踏まえて、体制構築に関する助言も行う。

**2** 受注者は、発注者が導入する公営企業会計システムについては、選定過程における打合せへの参加やシステム導入にあたりメリット・デメリット整理等の相談業務を行うものとする。

**3**受注者は、固定資産データのコンバート方法について、会計システムのシステム導入者と調整を行うものとする。

**4**受注者は、公営企業会計システムの基本方針や調達詳細に関して、助言を行うものとする。

**第６章　 照査**

**（目的）**

**第53条**　受注者は、本業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、技術士（上下水道）のアドバイスを受ける体制を構築すること、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、固定資産調査及び評価に誤りがないよう努めなければならないものとする。

**第７章　 成果品**

**（成果品）**

**第54条**　本業務の成果品は次のとおりとする。なお、様式等は発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

**令和３年度**

1. 法適用化基本計画
2. 過年度固定資産台帳（調査・評価）

下記内容を網羅すること

ア　資料状況一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

イ　資産調査及び評価基準　　　　　　　　　　　　　一式

ウ　年度別決算額節別一覧表　　　　　　　　　　　　一式

エ　建設支出総括表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

オ　工事別資産明細情報　　　　　　　　　　　　　　一式

カ　不明資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

キ　受贈資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ク　除去資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ケ　固定資産一覧表（取得時）　　　　　　　　　　　一式

コ　固定資産一覧表（法適用時）　　　　　　　　　　一式

サ　年度別減価償却費推移表　　　　　　　　　　　　一式

シ　年度別長期前受金収益化額推移表　　　　　　　　一式

1. 企業会計移行支援

ア　支援業務工程表　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　公営企業会計に係る出納業務運用図　　　　　　　１部

1. その他

ア　打合せ記録簿　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　発注者受注者協議のうえ作成した資料及びデータ　１部

ウ　本業務で作成したデータ　　　　　　　　　　　　１式

**令和４年度**

1. 過年度固定資産台帳（調査・評価）

下記内容を網羅すること

ア　資料状況一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

イ　資産調査及び評価基準　　　　　　　　　　　　　一式

ウ　年度別決算額節別一覧表　　　　　　　　　　　　一式

エ　建設支出総括表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

オ　工事別資産明細情報　　　　　　　　　　　　　　一式

カ　不明資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

キ　受贈資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ク　除去資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ケ　固定資産一覧表（取得時）　　　　　　　　　　　一式

コ　固定資産一覧表（法適用時）　　　　　　　　　　一式

サ　年度別減価償却費推移表　　　　　　　　　　　　一式

シ　年度別長期前受金収益化額推移表　　　　　　　　一式

1. 企業会計移行支援

ア　支援業務工程表　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　資産評価マニュアル　　　　　　　　　　　　　　１部

1. 例規

ア　条例（案）

イ　規則（案）

1. その他

ア　打合せ記録簿　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　発注者受注者協議のうえ作成した資料及びデータ　１部

ウ　本業務で作成したデータ　　　　　　　　　　　　１式

**令和５年度**

1. 令和5年度末までの固定資産台帳（調査・評価）

下記内容を網羅すること

ア　資料状況一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

イ　資産調査及び評価基準　　　　　　　　　　　　　一式

ウ　年度別決算額節別一覧表　　　　　　　　　　　　一式

エ　建設支出総括表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

オ　工事別資産明細情報　　　　　　　　　　　　　　一式

カ　不明資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

キ　受贈資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ク　除去資産一覧表　　　　　　　　　　　　　　　　一式

ケ　固定資産一覧表（取得時）　　　　　　　　　　　一式

コ　固定資産一覧表（法適用時）　　　　　　　　　　一式

サ　年度別減価償却費推移表　　　　　　　　　　　　一式

シ　年度別長期前受金収益化額推移表　　　　　　　　一式

ス　固定資産台帳システムコンバートデータ　　　　　一式

1. 企業会計移行支援

ア　支援業務工程表　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　予定開始貸借対照表　　　　　　　　　　　　　　１部

ウ　業務報告書　　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

1. 例規

ア　条例議案

イ　規則（案）改定

1. 企業会計システム

ア　マスタデータ　　　　　　　　　　　　　　　　　１式

イ　固定資産コンバートデータ　　　　　　　　　　　１式

1. その他

ア　打合せ記録簿　　　　　　　　　　　　　　　　　１部

イ　発注者受注者協議のうえ作成した資料及びデータ　１部

ウ　本業務で作成したデータ　　　　　　　　　　　　１式

以上